

委員会提出議案第 6 号

立川市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 24 日

提出者 立川市議会議会運営委員会
委員長 山本 みちよ

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

立川市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

立川市議会議員政治倫理条例（平成16年立川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（審査請求権） 第9条 公職選挙法第22条第1項又は第3項の規定により選挙人名簿の登録が行われた日において立川市の選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙権を有する市民」という。）又は議員は、議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反していると疑うときは、選挙権を有する市民にあっては、その総数の500分の1以上の者の、議員にあっては、立川市議会議員定数条例（平成5年立川市条例第30号）第2条に規定する議員の定数の4分の1以上の者の署名により、議長に対し審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。 2～4 ……略…… （議会運営委員会への諮問等） 第11条 ……略…… 2 議長は、審査請求書等が形式上の要件に適合していないときは、前項の規定による諮問をする前に、当該審査請求を行った者（以下「審査請求人」という。）に対し、おおむね10日間の期間を定めて補正を求めなければならない。 3及び4 ……略…… （議会運営委員会における<u>審査請求</u>の審査） 第12条 <u>前条第1項</u>の規定による諮問を受けた議会運営委員会は、審査請求の適否について審査し、議長に答申しなければならない。	（審査請求権） 第9条 公職選挙法第22条第1項又は第3項の規定により選挙人名簿の登録が行われた日において立川市の選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙権を有する市民」という。）又は議員は、議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反していると疑うときは、選挙権を有する市民にあっては、その総数の500分の1以上の者の、議員にあっては、立川市議会議員定数条例（平成5年立川市条例第30号）第2条に規定する議員の定数の4分の1以上の者の署名により、議長に対し、<u>政治倫理基準に違反する行為の存否について審査</u>の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。 2～4 ……略…… （議会運営委員会への諮問等） 第11条 ……略…… 2 議長は、審査請求書等が形式上の要件に適合していない<u>ことが明らかである</u>ときは、前項の規定による諮問をする前に、当該審査請求を行った者（以下「審査請求人」という。）に対し、おおむね10日間の期間を定めて補正を求めなければならない。 3及び4 ……略…… （議会運営委員会における審査） 第12条 <u>前条</u>の規定による諮問を受けた議会運営委員会は、審査請求の適否について審査し、議長に答申しなければならない。

2 ……略…… (審査請求の政治倫理審査会への付託) 第13条 議長は、前条の規定による答申を受けたときは、その答申を十分に参酌して、審査請求の審査を審査会へ<u>付託するか否かの決定</u>をしなければならない。 2 前項の規定による<u>審査請求の審査を審査会へ付託しないことの決定</u>は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、することができる。 (1) 及び (2) ……略…… (3) <u>審査請求の内容がこの条例の目的に適合しないとき。</u> 3 議長は、<u>第1項の規定による決定をしたときは、その旨を審査請求人に通知しなければならない。</u> (政治倫理審査会における<u>審査請求の審査</u>) 第14条 ……略…… 2～5 ……略……	2 ……略…… (審査請求の政治倫理審査会への付託<u>又は却下</u>) 第13条 議長は、前条の規定による答申を受けたときは、その答申を十分に参酌して、審査請求の審査を審査会へ<u>付託し、又は審査請求を却下</u>しなければならない。 2 前項の規定による<u>審査請求の却下</u>は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、することができる。 (1) 及び (2) ……略…… (3) <u>形式上の要件に適合していないとき。</u> 3 議長は、<u>第1項の規定により却下をするときは、その旨を決定し、審査請求人に対し、別に定める審査請求却下通知書により通知しなければならない。</u> (政治倫理審査会における審査) 第14条 ……略…… 2～5 ……略……
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。